

平成27年5月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 日： 平成27年5月20日（木） 午前10時より

場 所： 真鶴町民センター 第3会議室

出席者： 津田博委員長、清水紘子委員長職務代理者、脇山亜子委員
玉邑恵子委員、牧岡努教育長
岩倉みどり教育課長、後藤由多加指導主事、大竹建治生涯学習係長
書記：高橋悦子主幹、酒井聡美主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育委員長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分に関すること

- ・園・学校の様子に関すること
- ・学力向上に関すること
- ・学校の安全に関すること
- ・給食委検討委員会に関すること
- ・ふるさと教育に関すること
- ・その他

(2) 社会教育に係る部分について

- ・海外派遣事業に関すること
- ・スポーツ・文化事業に関すること
- ・その他

3 協議事項

(1)真鶴町立幼稚園保育料徴収条例の制定について

課 長 資料1「真鶴町立幼稚園保育料徴収条例」の制定についてご説明させていた

だきます。平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立したことに基づき、平成 27 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援新制度が本格的に運用されたことにより、真鶴町特定教育・保育施設に位置付けられる、真鶴町立幼稚園の保育に関し新制度の趣旨にあった条例を制定するものです。

新制度では、小学校就学前の子育てを「質」と「量」の両面から支援するとしています。公立幼稚園は、1 日 4 時間程度の教育時間で、幼児教育を担う施設として、子ども・子育て支援法により施設型給付を受ける「特定施設・保育施設」に移行し、幼稚園を利用するためには、利用のための認定を受けていただくことになり、1 号認定教育標準時間認定という事になります。

また、新制度に係る保育料の額は、保護者の所得に応じて、国が定める上限額の範囲内で、市町村が地域の実況に応じて定めことになります。

町立幼稚園はこれまで、世帯の所得に関わらず、保育料は一律で設定しておりましたが、所得階層に応じて、保育料を設定します。

また、新制度においては、多子世帯の保育料の軽減措置が幼稚園も対象となることから、年少から小学校 3 年までの範囲内に子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子とカウントし、第 1 子は全額負担となりますが、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。

以上のような考えかたのもと、新制度の趣旨に合った「真鶴町立幼稚園保育料徴収条例」を制定するものです。

それでは、条例の内容を説明させていただきます。

第 1 条は、条例の趣旨で、「子ども・子育て支援法に規定する特定施設・保育施設として、真鶴町立幼稚園を利用する小学校就学前子どもの保育料に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定しております。

第 2 条は、条例中に掲げる用語の意義を定義しております。

第 1 号は、「支給認定子ども」で、「法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。」としております。

第 2 号は、「保護者」で、「法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。」としております。

第 3 号は、「扶養義務者」で、「民法に規定する扶養義務者をいう。」としております。

第 3 条は、「保育料の額」です。

幼稚園の保育料は、国が定める教育標準時間認定の利用者負担額に相当する額の範囲内で、規則において保育料の額を定めることにいたします。

現行の保育料は、保護者の所得に関わらず一律 7,000 円の定額としておりましたが、新制度の導入により、保護者の世帯の所得階層別の保育料を設定することになります。

なお、現行徴収しております入園料につきましては、毎月徴収する保育料とともに徴収することが望ましいという国の考え方が示されているため、入園決

定時に徴収しておりました 3,000 円は、次年度の入園児から毎月の保育料に割り振って徴収することとし、保育料に加算してまいりたいと思います。

第4条は、「保育料の徴収について」です。

幼稚園の保育料は、毎月 20 日までにその月分を支給認定子どもの保護者又は扶養義務者から徴収するとしております。

第2項は、月の中途において入園し、又は退園したときは、その月の保育料を徴収するとしております。

第5条は、保育料の還付の制限についてで、納付された保育料は、特別の事由のない限りこれを還付しないとしております。

第6条は、「保育料を徴収しない場合」です。休園を許可されて期間が月の全部にわたる場合は、その月分の保育料は徴収しないとしております。

第7条は、「多子世帯の保育料」を規定してしております。第3条の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の保育料の額は、規則で定めるところによる。としております。

第8条は「保育料の減免」です。保育料の減免の規定で、減免の内容につきましては別途規則で定めます。

第9条「委任」です。この条例の施行については、この条例とともに規則を制定するものでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものです。

また、新条例を制定するため、現行の真鶴町立幼稚園保育料等徴収条例は、廃止します。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員長 ご説明頂きました内容についてご質問などよろしいでしょうか。

教育長 今までの条例から大きく変わった点はどの部分になりますか。

課 長 新条例では第3条の保育料の部分が変更になりました。旧条例は保育料と入園料が規定されておりましたが、今回は保育料を規則に定めるとされております。二点目は多子世帯の負担軽減措置です。こちらは新制度の基での措置になります。

教育長 わかりました。

委員長 当然現行のものよりも徴収額は減ると思いますが、それを補填するようなものはあるのですか。

課 長 いえ、現時点ではありません。多子世帯の軽減措置は、当初予算から査定しましても 70 万円から 80 万円ほど保育料が減額すると思われます。これは子育てを支援するという観点から、保護者には求めず、町の予算を使って補うことになると思われます。

委 員 長 それについて、国や県から補助はないのですか。

課 長 ありません。国が定める教育標準時間認定の利用者負担額というのが所得に応じて階層ごとに決まっていますので、本来でしたらそこに移行していくと思います。

委 員 長 国の基準だともっと多くの方が該当になり、保育料も 7,000 円で現行のまま留めるのですよね。

課 長 国が示す基準は 1 階層から 5 階層なのですが、3 階層以上に市町村民税の所得割課税額が世帯ごとで決められておりまして、3 階層で課税額 77,100 円以下ですと、国の基準額が 16,100 円になっています。4 階層ですと、課税額 211,200 円以下で 20,500 円が上限額になります。5 階層ですと、211,200 円以上で 25,700 円を上限額として負担額が決められています。この範囲内でそれぞれ市町村は地域の実情に応じて、公立幼稚園の保育料については定めていくという事になります。

委 員 長 他の町では 2 万円前後の保育料がかかるところも出てくるという事ですか。

課 長 そうです。それぞれの町の考え方もありますが、27 年度につきましては制度移行の年ですので、現行のままというところが比較的多いのですが、28 年度以降につきましては今後検討するという自治体が多いようです。

委 員 長 実際の問題として、本来ならば保育料として最も負担する人数が多い額はいくらなのですか。

課 長 まだ課税段階ごとの調査は行っていませんのでわかりかねます。

委 員 長 ひなづる幼稚園は、母親が働いていると特別な場合を除いて、入園できないと伺っています。現在国全体で、女性の社会進出を後押ししている状況ですので、総合的な意味で負担が多くなっているように感じます。私個人の意見になりますが、子どもが小さい時には親となるべく一緒にいたいと思うので賛成ですが、町の負担は大きいかもしれません。

委員長 よろしいでしょうか。承認が必要な議題ではありませんので、挙手は省略します。

(2)真鶴町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の制定について

課長 資料2をご覧ください。「真鶴町立幼稚園保育料徴収条例施行規則」の制定について、ご説明いたします。

「真鶴町立幼稚園保育料徴収条例」第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものです。

内容につきましては、条例で定める保育料の額、多子世帯の保育料の軽減、保育料の減免等について規定をしております。

条文について説明をさせていただきます。

第1条は、規則の趣旨を規定しております。

第2条は、条例第3条に規定する「保育料の額」を別表のとおり定めるものです。新制度では、世帯の所得に応じて、国が定める上限額の範囲内で、町が保育料を決めることとなります。

別表で、階層、世帯の階層区分、保育料の月額を定めております。

第1階層は、「生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護世帯」で月額保育料は0円、第2階層は、「第1階層を除き、市町村民税所得割課税額が非課税世帯」で月額保育料は3,000円、第3階層は、第1階層及び第2階層以外の世帯で、保育料は現行の7,000円で設定してまいります。

新制度で、国が示した世帯の所得に応じた階層区分は5階層で、市町村民税所得割課税額により階層毎に、利用者負担額が設定されています。町では、第1、2階層は、国が示す利用者負担額に設定し、課税世帯となる第3階層から第5階層を、一つにまとめ第3階層といたしました。

なお、入園決定時に徴収する入園料3,000円につきましては、毎月徴収する保育料とともに徴収することが望ましいという国の考え方が示されているため、今後は、3歳児の在園する期間36か月で割り振り、次年度の入園児より毎月の保育料に上乗せして徴収してまいりたいと考えております。

第3条は、「保育料の額の決定」で、教育委員会は、保育料の額を決定し、又は変更したときは、園児の保護者に対し、その旨を通知するとしております。

第4条は、条例第7条「多子世帯の保育料の軽減」についてで、多子世帯である場合の保育料の額は、小学校3年生以下の児童を2人以上養育している世帯について、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とするものです。

第5条は条例第8条保育料の減免についての内容を、規定したもので、

第1号で、失業、疾病、離婚等により、保護者又は扶養義務者の所得が著しく減少したとき。

第2号で、天災、その他不慮の災害等に被災したとき。

第3号で、その他特別な理由があるときに免除するとしております。

なお、施行期日は、条例の施行日である公布の日からとし、平成27年4月1日から適用といたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 条例の後に施行規則という事で、具体的なことが決められているわけですが、ご質問などいかがでしょうか。金額についても先ほど説明がありましたので、よろしいでしょうか。異議の無い方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 全員一致です。よろしく申し上げます。

(3)真鶴町附属機関の設置に関する条例及び真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

課長 資料3をご覧ください。真鶴町附属機関の設置に関する条例及び真鶴町特別職の職員中非常勤の職員及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

今回の改正は、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことに伴い、町のいじめ基本方針に基づくいじめ防止等ための支援を実行的に行い、子どもの命や身体等に重大な影響を及ぼすような事案に係る調査ができるよう、法の規定に基づき調査を行う組織として、「真鶴町いじめ問題再調査会」及び「真鶴町いじめ防止対策調査会」を新たに設置するにあたりまして、関係条例の一部改正を行うものです。

それでは、改正の内容につきましては、真鶴町附属機関の設置に関する条例及び真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明いたします。右側が改正前で、左側が改正後の条文でございます。

第1条関係です。まず、真鶴町附属機関の設置に関する条例です。

別表中、町長の項、「真鶴町子ども・子育て会議」の項の次に、附属機関として「真鶴町いじめ問題再調査会」、設置目的として、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。委員の数6人以内を加えるものでございます。

続きまして、2ページ目教育委員会の項「真鶴町立中川一政美術館運営審議会」の項の次に、「真鶴町いじめ防止対策調査会」、設置目的として、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、同法第28条第1項の規定に基づき、町立学校における同項の重大事態につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。委員の数10人以内を加えるものでございます。

3ページ目第2条関係でございます。

真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例です。

第1条は、非常勤職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めたもので、第1条中、改正前「37号」アンダーライン部分を「39号」とし、「36号」を「38号」として、改正後では、第36号に「いじめ問題再調査会委員」、第37号に「いじめ防止対策調査会委員」を加えます。

また、別表第1中、鳥獣被害対策実施隊員の項の次に、職名としまして「いじめ問題再調査委員、医師、弁護士、学識経験を有する者、その他の委員」を加え、報酬額につきましては、医師、弁護士1回につき30,000円以内、学識経験を有する者1回につき12,000円、その他の委員1回につき8,000円を加えます。

次に「いじめ防止対策調査会委員、学識経験を有する者、その他の委員」を加え、報酬額につきましては、学識経験を有する者1回につき12,000円、その他の委員1回につき8,000円を加えたものです。

なお、医師、弁護士につきましては、介護認定審査会委員の医師の報酬額と同額とし、学識経験を有する委員及びその他の委員も本町の他の委員と同額としております。

6月議会に議案として提出しますが、施行期日は公布の日からとするものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員 長 条例の一部改正ということですが、防止対策の方は再調査になるような事態が他の市町村では起きていますので、そのようなことのないように町も条例を変えるという事でしょうか。

課 長 実際には具体的な事案が起きてからの対応になりますが、法律が制定されましたので、町の方でも真鶴町いじめ問題再調査会などを設置いたしました。

委員 長 事前にいろいろなケースを想定して条例を定めているという事ですが、いか

がでしょうか。ではこのような形で議会にかけていただきます。

(4)真鶴町いじめ防止対策調査会規則の制定について

課 長

資料4の「真鶴町いじめ防止対策調査会規則」の制定についてご説明いたします。いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止を推進するための組織として「真鶴町いじめ防止対策調査会」を教育委員会の附属機関として設置するにあたり、運営等に関し必要な事項を定めるものです。

条例について説明させていただきます。

第1条は、規則の趣旨について規定しております。

第2条は、調査会の所掌事務について規定しております。

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項につき、教育委員会の諮問に応じて、調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、同法第28条第1項の規定に基づき、町立学校における同項の重大事態につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告することです。

第3条は、組織です。調査会の委員は、10人以内とします。委員は、学識経験者、民生委員児童委員、人権擁護委員、福祉相談に関し専門的知識を有する者、教育相談に関し専門的知識を有する者、その他教育委員会が必要と認める者を考えており、教育委員会が委嘱します。委嘱にあつては、当該調査等の公平性・中立性の確保できる者の人選をというふうに考えております。

第4条は、委員の任期です。任期は2年とし、再任することができるとしております。

第5条は、会長及び副会長について定めております。

第6条は、会議について定めております。

第7条は、関係者の出席について定めております。

第8条は、秘密の保持について定めております。

第9条で、調査会の庶務については教育委員会教育課において処理するとしております。

第10条は委任規定です。

施行期日は、公布の日からとし、「真鶴町附属機関の設置に関する条例及び真鶴町特別職の職員中非常勤の職員及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を6月議会に提出いたしますので、可決後合わせて公布いたします。

委 員 長

ご質問ありますでしょうか。それでは異議の無い方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

委 員 長 全員挙手です。ありがとうございます。

(5)真鶴町いじめ問題再調査会規則の規定について

課 長 資料5に基づきましてご説明させていただきます。「真鶴町いじめ問題再調査会規則」の制定についてご説明いたします。いじめ防止対策推進法に基づき、町長の附属機関として設置されます「真鶴町いじめ問題再調査会」の、運営等に関し規則を制定するものです。

第1条は、規則の趣旨について規定しております。

第2条は、再調査会の所掌事務について規定しております。具体的には「再調査会は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」「町長が教育委員会からの報告を受け、その重大事態への対処又は当該事項と同種の発生を防止するため必要があると認めるとき、町長の諮問に応じて調査、審議その結果を答申する」というものになります。

第3条は組織です。再調査会の委員は、学識経験を有する者、医師、弁護士、臨床心理士、前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者で組織します。

第4条は委員の任期です。委員は、再調査会に諮問された事案に関する調査審議の結果が終了したときは、解嘱されるものとするとしております。

第5条は、会長及び副会長について定めております。

第6条は、会議について定めております。

第7条は、委員の除斥について定めております。

第8条は、関係者の出席について定めております。

第9条は、秘密の保持について定めております。

第10条で、再調査会の庶務は、総務課において処理するとしております。

第11条は委任規定です。

施行期日は、公布の日からとし、「真鶴町附属機関の設置に関する条例及び真鶴町特別職の職員中非常勤の職員及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を6月議会に提出いたしますので、可決されましたら合わせて公布いたします。

委 員 長 今回は再調査会の規則ですがいかがでしょうか。町長の諮問に応じて調査、審議をするという事です。では異議の無い方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

委 員 長 はい。全会一致です。お願いします。

(6)町議会6月定例会提出の補正予算について

課 長 資料6をお願いいたします。町議会6月定例会提出の補正予算についてです。歳入からご説明いたします。社会教育費委託金、社会教育活性化支援プログラム委託金です。

平成25年度から、3年計画ということで、文部科学省の委託を受けて、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施してきましたが、3年目となる今年度において、文部科学省の委託として事業がなくなってしまうため、当初計上いたしました1,500,000円を減額いたします。

奨学基金繰入金です。当初、基金からの繰り入れを5名分、150,000円でみておりましたが、入学支度金の申請が、7名あり60,000円を増額補正するものです。

3ページ目は美術館運営基金繰入金です。美術館の施設管理運営費、修繕料の財源として基金を繰り入れるもので、37,000円を増額となります。

4ページ目はコミュニテイ助成事業助成金です。こちらは、新たに助成の額が確定したため2,000,000円を増額補正するものです。歳出の補正でもあげていますが、真鶴半島の「海と自然の魅力発信事業」の助成金となります。

つづきまして、歳出です。

いじめ防止対策調査会委員報酬です。いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として新たに設置します「真鶴町いじめ防止対策調査会」の委員報酬となります。

委員の数を10人以内としており、学識経験を有する者、その他の委員の10名分88,000円を増額補正します。

2ページ目 事務局費の修繕料です。教育課所管の庁用車ですが、5月に車検を受けた際、エンジンオイル漏れ、冷却水漏れの不具合箇所の指摘があり、修繕を実施したもので、101,000円を増額補正となります。

3ページ目です。教育相談員等賃金で、幼稚園の教育相談員が今年度から新任の方になり、交通費が発生することになったため、14,000円を増額補正するものです。

4ページ目は中学校国際交流海外派遣事業補助金です。中学2年生を対象として4月14日から23日まで、5名以内という事で、参加者の募集を行いましたが、応募者がなかったことから、教育委員会及び町長・副町長と協議した

結果、今年度事業を中止することとなり、当初計上した 1,900,000 円を減額補正するものです。募集がなかった経緯につきましては、さまざまな要因が考えられるかと思いますが、来年度に向けて、事業の在り方、実施方法、事業内容等、多角的に見直し検討してまいります。

5 ページ目 美術館費の修繕料です。美術館入口、入館案内表示修繕で、入口のガラス面に表示されている文字が見づらくなっており、休館日の変更もあったことから書き換えを行います。

また、駐車場出口側美術館案内板の修繕は、駐車場の出口側に案内看板を設置しておりましたが、破損したままとなっており、バスを降りてから、美術館への案内看板がなく、入口がわかりにくいということで、今回パネルサインを設置するもので、併せて 37,000 円を増額補正するものです。

6 ページ目の貝類博物館社会教育活性化支援プログラム事業委託料です。

歳入でも減額補正いたしましたが、文科省の予算が今年度廃止されたことにより、事業の継続が不可能となったため 1,500,000 円を減額補正します。

7 ページ目です。貝類博物館「海の自然と魅力発信事業」です。こちらは、新規事業となります。コミュニティ助成事業の助成金を受けて新規の事業を実施するもので、真鶴の「海と自然の魅力を観光客へ情報発信」するために、自然の魅力を収集・集約し町民だけでなく、広く外へ発信する事業を展開するものです。消耗品費の 142,000 円は、真鶴半島の海岸線に生息する生物、漂流物、お林での見頃の植物、ジオサイトのトピックスなど時期や季節に合わせて情報収集したみどころや、自然を紹介する常設コーナーを設置するため、パネル等を購入いたします。印刷製本費 60,000 円は、展示パネルの印刷製本費を計上しております。業務委託料 1,800,000 円は、海と自然の魅力発信事業として、真鶴の自然の魅力を収集・集約し観光客の回遊に便利な情報を載せたマップの作成業務を委託するものです。

以上、よろしく願いいたします。

委員 長 6月の補正予算についてご説明頂きました。ご質問などよろしいでしょうか。それでは現在の案でお願いします。

(7)真鶴町立学校の学校関係者評価委員の候補者について

課 長 資料7をご覧ください。平成 27 年度学校関係者評価委員候補者推薦名簿です。こちらは地域住民、民生・児童委員、幼小中 PTA 役員、幼小中評議員でそれぞれ推薦を受けた方々です。8名について承認をお願いします。

なお、学校評議員につきましては、学校評議員の委嘱をそれぞれ学校長に委任しておりますので、ひなづる幼稚園、まなづる小学校、真鶴中学校より名簿の提出がありましたのでご報告します。後ろのページに名簿を記載しましたの

で、参考にご覧ください。よろしく申し上げます。

委員 長 資料7の8名の候補者についていかがでしょうか。御質問や異議ございますか。

委員 全員女性なのは、何か特別な理由があるのでしょうか。

委員 長 中学校は別ですが、幼稚園や小学校のPTA役員や評議員の方々には女性が多いと聞いています。それが要因だと思います。評議員の中には充て職の方もいるのですか。

教育 長 充て職ではないと思います。

委員 長 分かりました。では、評価委員の候補者推薦名簿について承認の方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

委員 長 承認です。よろしく申し上げます。

(8)平成28年度教科用図書の採択における採択地区について

課 長 平成28年度教科用図書の採択における採択地区についてです。資料8をお願いします。平成28年度の教科用図書の採択地区について、県西教育事務所長より依頼がありました。2ページ目がその回答する調査票です。3ページ目からが、教科用図書採択の改善についての通知です。この調査では、平成28年度の教科用図書について、現行のまま3町を採択地区として変更しないか、採択地区について変更を希望するかどうかです。なお平成28年度は、採択替えがありませんので、採択地区を変更しない場合は三町の教育長が集まる承認会を開き、採択の内容等を一度確認する会議を開催します。平成28年度の採択地区についてご協議をお願いします。

委員 長 一昨日三町の教育長と教育委員長と教育委員の代表の方が集まり、この問題を協議したのですが、次年度のは1年目という事で、教科書の内容に変更は無いという事です。従来ですと、ご説明頂きましたように教育長3人で話し合っていたのですが、今回は別の方法も検討しております。先日の協議の席では、特に採択替えはありませんでしたので、従来通りの方法で意見がまと

まりました。この時期に変更すると、規則などの制定が必要になりますか。

教 育 長

はい。今回は各教育委員会でという形になりますので、それに応じた規則や要綱などの整備が必要になります。4年間は特段の事情の無いかぎり、採択された教科書を使用していきますので、26年度に採択を行った小学校では、次の採択は30年度になります。中学校は今年採択を行いますので、31年度です。それまでの間は、小委員会という形で、大きく形を変えずに行っていきます。採択地区の変更につきましては、委員会で色々な場面を想定し、メリットやデメリットを含め、検討が必要であると思います。このことについては、小委員会の期間の中で十分に研究、検討を重ねていき、その後の採択替えの場で再度決定を行うような形で考えています。ただ変更するという事ではなく、次の採択替えに向け、採択地区について教育委員会で研究や検討をしていくのが望ましいのではないかと考えております。

委 員 長

よろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

全 委 員

(全員挙手)

委 員 長

それでは、28年度に関して採択地区の変更の希望はなしということをお願いします。それでは事業計画に入ります。

報告事項

施設の月別利用状況、事業計画等を説明

次回定例会

平成27年6月23日(火)

協議会 13:30～

真鶴町民センター 第1会議室

定例会 14:00～

真鶴町民センター 第2会議室